

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要場所 別添資料のとおり
- (2) 住所 別添資料のとおり
- (3) 業種及び用途 大学

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 別添資料のとおり
- イ 標準電圧 別添資料のとおり
- ウ 計量電圧 別添資料のとおり

注：計量電力量でもって、従量料金を算出するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。 ※現行計量器は関西電力株式会社設置

- エ 標準周波数 別添資料のとおり
- オ 受電方式 別添資料のとおり
- カ 発電設備

- (a) 非常用発電設備 別添資料のとおり
- (b) 常用発電設備 別添資料のとおり

- キ アンシラリーサービス料金対象容量 別添資料のとおり

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 各月の契約電力（常時電力）は以下のとおりとする。

- (a) 別添資料の需要場所4（京都府立大学下鴨キャンパス）は800kwとする。
（使用電力が500kwを超えるため、固定制）

- (b) 別添資料の需要場所4以外の需要場所については、過去1年間（その月と前11か月）の最大需要電力のうちで最も大きい値とする。（実量制）

- イ 契約電力（予備電力） 別添資料のとおり

- ウ 予定使用電力量 別添資料のとおり

（平成29年12月1日から平成30年11月30日までの使用量見込み）

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- (a) 各月の電力使用実績（契約電力、最大需要電力、使用電力量）

別添資料のとおり

- (3) 契約使用期間

平成29年12月1日0時から平成30年11月30日24時まで

- (4) 需給地点

別添資料のとおり

- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、当該地域を管轄する一般電気事業者の所有とする。
- (7) 検針日及び計量
各月の検針日は、供給者との協議により予め定めた日とし、計量期間は、前月検針日の0時から当月検針日の前日の24時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- (8) 代金の算定期間
代金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とする。
- (9) 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする
- (10) 力率
ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に供給者が定める供給約款の規定によるものとする。
イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)
平均力率の算定式は次のとおり。
$$\text{平均力率}(\%) = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。
- (11) 燃料費調整
供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。
なお、燃料費調整は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の電気供給条件(特別高圧・高圧)(平成29年8月1日実施)の規定によるものとする。
- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金等
再生可能エネルギー発電促進賦課金等は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の電気供給条件(特別高圧・高圧)(平成29年8月1日実施)の規定によるものとする。
- (13) アンシラリーサービス料金
アンシラリーサービスは、京都府を供給区域とする一般電気事業者の「発電設備系統連系サービス要綱(平成28年4月1日実施)」によるものとする。
- (14) 契約超過金
契約電力が500kw以上の需要場所(京都府立大学下鴨キャンパス)については、京都府公立大学法人が、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとする。

(15) 特約割引額

特約割引額は、供給者が定める供給約款等の規定により算定した額とする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(18) その他

ア 消費税率引き上げの場合を除き、落札後の電気料金単価の引き上げは一切行わない。

イ 各需要場所を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件等の改定により一般電気事業者の料金が引き下げられた場合には、双方の協議により需給契約における料金単価の引き下げを行うものとする。

ウ 料金の請求は対象需要場所一括ではなく、各需要場所ごとに分けて行うこととし、ただし、京都府立大学所管の需要場所については京都府立大学へ、京都府立医科大学所管の需要場所については京都府立医科大学へ請求するものとする。（請求書の送付先は別途指定する。）

エ 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、京都府地域の電力供給者の取り決めに参考に、原則として供給者が定める供給約款によるものとし、その取扱いは双方協議の上で決定するものとする。

以 上